



東京税理士会日本橋支部会報

第117号

平成20年8月6日

東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホックク人形町ビル

☎ 3662-3979

メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページ URL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中 島 美 和

編集人 広報部長 浅 見 達 雄

印刷 株 税 経



イグアスの滝（ブラジル） 広報部

税界放談

今や、国民の関心事は高騰するガソリン、七十五歳以上の人を対象とした後期高齢者医療制度と、年金問題等である。

後期高齢者医療制度は二年前に法制化されたものだが、その時、国会では議論をしっかりと国民に

わからせていたのか疑わしい。制度が実施され年金から差引かれて、はじめて国民の声として問題のあることがわかり、野党は廃止、与党は修正と言っているが、今回に限らず法案審議の時には与野党共しっかりと議論をし、国民の生活が安定し、皆が望む制度とは何かもうすこし国民にわかりやすいようにしてほしい。

税制についてであるが、ねじれ国会でガソリン税の暫定税率が復活するまで時間を要したが、税法関係は原案どうり改正された。

税制は、簡素でわかりやすくなければならぬと思う。しかし近年の税法・租税特別措置法とも複雑で理解しがたいと思うのは勉強不足のためであろうか。

税理士としては納税者からの質問に答えなければならぬ立場にあることから税制改正について研修制度等を大いに活用していかなければならないと思う。

(E・I)

東京税理士会 日本橋支部

平成19年度 定期総会開催される

日本橋支部定期総会は、平成20年6月12日午後3時から明治座センターホールにて開催された。

開会に先立ち、木下総務部長から、平成19年度中に逝去された会員6名の方々に哀悼の意を表したい旨の発言があり、物故者に対して黙祷をささげた。

木下総務部長の司会により開会され、招集日現在の議決権数は737名であり本日の出席者は437名（委任状出席を含む）で本総会は、支部規則第22条第1項により成立した旨の説明がなされた。

議事に先立ち、池上副支部長が開会の辞をのべた、次いで中島支部長が挨拶に立ち、会務報告を行った。支部長は一年間会務運営は順調に遂行出来たものと考えていると述べ、確定申告の相談体制への協力、予算の有効活用（確定申告の手引きの配布）女性部会の創設等を報告した。

議長に岩波一会員を選出して議事に入った。

第一号議案 平成19年度事業報告承認の件

第二号議案 平成19年度決算報告承認の件

相互に関連のある議案のため一括で上程、審議され、満場異議なく承認可決された。



第三号議案 日本橋支部規則の一部改正の件

蟻坂組織部長より、税理士が報酬のある公職に就いた場合の東京税理士会の会費を免除するための、会則の改正に合せて、日本橋支部規則の改正の必要性を説明し、その承認を求めたところ満場異議なく承認可決された。

第四号議案 平成20年度事業計画承認の件

第五号議案 平成20年度予算案承認の件

一括上程され、いずれも詳細な説明を各担当部長が行い、質疑応答の後、各議案とも、それぞれ



賛成多数で承認、可決された。

以上により各議案は、原案どおり承認され、議事は終了した。

報告事項

司会者より、平成19年度会員表彰、叙勲者、支部互助規則に基づく長寿祝金受贈会員の披露、報告がされた。

その後、来賓である東京税理士会会長 山川巽氏、日本橋税務署署長代理 五十嵐毅副署長、中央都税事務所長 桑原正志氏から祝辞を頂き平成19年度の支部総会は成功裡に終了した。

なお、各議案の詳細は、すでに送付してある議案書を参照してください。



就任一年目を振り返って

支部長 中島 美和

昨年6月25日の支部総会に於いて支部長に就任し、一年が経過しました。去る6月12日の支部総会での支部長挨拶及び事業報告でも申し上げましたが、河原前支部長の事業方針を引き継ぎ、研修・厚生・広報の3つの事業に重きをおき、支部活動を運営してまいりました。幸い、4名の副支部長をはじめとする40名の幹事、今期から一人増員しました5名の本部理事に支えられ、順調に推移してまいりました。

この一年を振り返りますと、まず、確定申告時期には、東京駅動輪広場の広域還付申告相談、税理士記念日の三越百貨店半蔵門線口での無料相談、日本橋公会堂での確定申告無料相談、そして今年から始まりました東京国税局の申告案内コールセンター等々、会員の方々のご協力なくして成り立たない事業も滞りなくこなすことが出来ました。しかしながら、確申時の申告案内コールセンターは、来年は本年の5倍以上の人員派遣を要することになりそうですので、本年以上に会員の方々のご協力が必要になると思われます。そうになりました時には、よろしくお願いいたします。

ご承知のとおり、東京税理士会の会則では、年間36時間の研修受講を努力義務目標に定めております。日本橋支部では、それをクリアできるよう研修会を企画してまいりました。新年賀詞交歓会の前には、初めての試みとして田原総一郎先生の新春講演会を実施しました。来年1月13日の賀詞交歓会の前にも、興味深い新春講演会を予定しておりますので、多くの会員の出席をお願いいたします。また、これも初めての試みでしたが、支部会員全員に『確定申告の手引』を配布いたしました。今後も、会員の皆様にとって有益と思われることは、積極的に取り入れていく方針ですので、会務に対するご希望等ありましたら、お申し出ください。さらに、『支部雑談室』を毎月開催してまいりました。ご承知のとおり、昨年11月から各税務署では、税理士及び税理士事務所の職員からの質問には、原則応じないということになりました。『支

部雑談室』では、毎回会員同士でいろいろな話題を検討しあい、成果を挙げてまいりました。今後もより有意義なものにしていきたいと思っておりますので、多くの会員の皆様にご出席していただきたいと思っております。

厚生部は、野球部、囲碁部、ゴルフ部、ボーリング部、テニス部、観劇会が例年通り活動してまいりました。それぞれ楽しむだけではなく、会員間の情報交換の場となっておりますので、興味のある会員は是非参加してみてください。また、今年から、新に『女性部』を立ち上げていただきました。日本橋支部は、他支部に比べ女性会員の割合が低いように思われます。また、勤務（補助）税理士の割合が多いようです。女性ならではの活動を通じ、支部活動に参加していただければと思いますので、女性会員の参加をよろしくお願いいたします。

広報部は、会報『にほんばし』の発行が主な活動です。広報部の幹事の方々には、原稿集めから、読み合わせ校正と大変ご苦勞をおかけしておりますが、さらに昨年まで年3回発行だったものを4回発行にさせていただきました。会員の皆様に出来るだけタイムリーな情報を提供できるよう、今後も努力してまいりますので、広報部員から原稿依頼がありましたら、快く応じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

支部総会では、すべての議案を承認可決していただき、この一年間の支部運営をご承認いただいたと思っております。今後一年間、昨年にも増して会員の皆様に顔を向けた会務を実行してまいり所存ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。



着任のごあいさつ

日本橋税務署長 ^よ余 ^ご湖 ^{しゅん}俊 ^じ治

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で、四谷署から転任して参りました余湖でございます。菴木前署長同様よろしくお願い申し上げます。

日本橋は、五街道の起点であり、江戸時代以来、日本の文化・商業・情報の中心として栄えてきたまちでございます。古今の魅力溢れる日本橋において、税務行政に携わることができますことは、誠に光栄でございます。

中島支部長をはじめとする日本橋支部の皆様には、常日頃から税務行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜っておりますことを、紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の皆様方におかれましては、「税を考える週間」や確定申告期における無料相談ほか、東京駅動輪の広場における、広域還付センターや申告案内コールセンターへの会員派遣、日本橋中学校での租税教室への講師派遣など、多岐にわたる積極的なご支援、ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。今後とも更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、最近では、経済取引のグローバル化や高度情報化に加え、規制緩和や少子高齢化などに伴う経済社会の構造の変化や新たな経済取引についての対応を迫られているところであります。このような状況の中、税務行政の使命である、「①適正公平な課税の実現、②期限内収納の確保、③納税者利便のためのサービス提供」に向けて、納税者の方々の理解と信頼を高めていくことが重要となります。

さらに、ますます公務員の定員増加が困難な中、申告者数が更に増加し、調査事案も複雑・困難化するなど、税務行政を取り巻く環境は、質・量ともに厳しさが増してきています。

また、電子政府の実現に向けて、税務署も国の機関として、その一翼を担い、国税関係手続につ

いてe-Taxの普及拡大を図ることが強く求められております。

e-Taxにつきましては、多大なご支援・ご協力をいただき、東京局における平成19年度の利用件数は100万件を越え、11%の利用率を確保することができました。これもひとえに、皆様方のご尽力の賜物であります。

今後は、平成22年度のオンライン利用率50%という高い目標に向け、更なる普及拡大を図る必要がございます。

この高い目標をクリアするためには、私たち税務署の力だけでは到底及ぶこともできません。納税者の皆様から依頼を受け、税務手続を行ってられる税理士の皆様方のお力添えが不可欠でございます。

皆様におかれましては、是非e-Taxにお取組みいただき、ご自身の申告はもとより、すべての関与先の税務手続をe-Taxにより代理送信していただきますようお願いいたします。

税務署におきましても、これまで以上に皆様方へのバックアップ体制の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、日本橋支部におかれましても、ペンダー（ソフトメーカー）研修の開催や会員に対するサポート体制の充実を図るなど、代理送信制度を活用した利用促進に会員の皆様方が取り組むことができるような環境作りを是非ともお願いいたします。

また、平成21年夏からは、「内部事務一元化」が実施され、業務を的確に実施するために税務署内部における事務処理の簡素化・効率化が図られます。窓口関係の事務を一箇所ですべて対応することとなるほか、こうした取組みにより税理士の皆様方におかれましても利便性が高まるものと期待しております。

結びにあたりまして、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



着任のごあいさつ

中央都税事務所長 桑原正志

東京税理士会日本橋支部の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

4月1日付で、着任いたしました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、平素より東京都の税務行政をはじめ、都政全般にわたりまして深いご理解とご支援を賜っておりますことに、紙面をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、平成20年度税制改正において、地域間の税源偏在の是正を目的に、消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率の引き下げと国税としての「地方法人特別税」及び「地方特別譲与税」が創設されました。

東京都におきましては、その税制改正に対応するため、6月に開催された第二回都議会定例会において「東京都都税条例」が改正されました。改正された条例は、10月1日以後に開始する事業年度から適用となる予定でございます。

改正条例等の詳細につきましては、今後、積極的に周知を行って参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、利用拡大が喫緊の課題であります東京都の電子申告・「eL-TAX」（エル タックス）につきましては、9月22日から、新たに事業所税の電子申告を可能にし、事業所税・法人二税についての電子申請・届出のサービスを開始いたします。引き

続き、利用促進のため、より一層のPRを行って参りますので、皆様方のご支援とご協力をお願いいたします。

最近の経済の動向は、エネルギー・原材料価格の高騰の影響、米国経済の減速など不安材料も多く、一段と厳しさが加速してきており、予断を許さない厳しい状況になってきております。

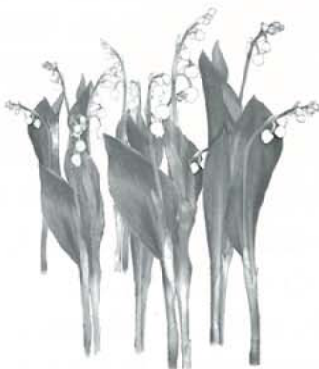
このような中にあっても、私どもは東京都の歳入を所管する局として、1,200万都民のニーズに的確に答えて都政を運営していくため、適正かつ公平で、効率的な税務行政を推進し、都税収入の確保に全力を傾けてまいります。

そのため、東京都では、少数精鋭による、より簡素で効率的な執行体制を構築するとともに、電子申告・「eL-TAX」の利用促進、「東京型物納システム」の利用拡大、コンビニ納付の利用拡大を積極的に働きかけるなど、様々な取り組みを展開してまいります。

東京都の税務行政を円滑に推進していくためには、税務の専門家である税理士の皆様方のご理解とご協力が何にもまして重要でございます。

引き続き、東京税理士会日本橋支部の役員並びに会員の皆様方のより一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。





特別な償却法である 取替法についての一考察

坂元 左



1. 取替法の概要

鉄道事業の軌条（レール）、まくら木、電気事業の送電線、柱上変圧器（トランス）等、ガス事業のガス導管等のように、多量に同一目的のために使用される減価償却資産で毎事業年度使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるもの（取替資産）については、その償却を旧定額法、旧定率法又は定額法、定率法に代えて取替法によることが認められる（法令49）。（注）この取替資産について、企業会計では、同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的な取り替えを繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産をいうとしている（企業会計原則注解〔注20〕）。

取替法は1968年イギリスの鉄道事業法においてとりあげられ、わが国では、昭和22年鉄道事業者、昭和28年から電気事業者及びガス事業者について認められている。

取替法による当該事業年度の償却限度額は、次の算式により算出される。

（算式）

$$\left[\begin{array}{l} \text{取替法資産につき旧定額法、旧定率法又は定額法、定率法のいずれかの方法により計算した金額（注）} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{取り替えた新たな資産の取得価額} \end{array} \right]$$

（注） 取替資産の帳簿価額がその取得価額の50%相当額に達した後は、このかっこ書による償却費の計上は認められず、取り替えられた資産の取得価額のみが損金に算入される。このような方法を半額法といっている。

2. 取替資産の範囲

取替資産の定義（法令49②）では、「毎事業年度使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同数量ずつ取り替えられるもの」としているが、例えば、鉄道事業であれば、新線を建設した場合、取替資産の材質、構造等からみて、建設後数年は

使用に耐えなくなると取り替えられる数量は極めて少量であると推察されるので、「毎事業年度ほぼ同数量ずつ取り替えられる」かどうかの検証はできないし、また、その判定をいつの時点で行うのか明らかでない。そこで、税務では、ほぼ同数量ずつ取り替えられるものとして、次のものを取替資産として特掲している（法規24の2）。

- （1） 鉄道設備又は軌道整備に属する構築物のうち、軌条及びその附属品、まくら木、分岐器、ボンド、信号機、通信線、信号線、電灯電力線、送配電線、き電線、電車線、第三軌条並びに電線支持物（鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔を除く）。
- （2） 送電設備に属する構築物のうち、木柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線
- （3） 配電設備に属する構築物のうち、木柱、配電線、引込線及び添加電話線
- （4） 電気事業用配電設備に属する機械及び装置のうち、計器、柱上変圧器、保安開閉装置、電力用蓄電器具及び屋内配線
- （5） ガス又はコークスの製造設備及びガス供給設備に属する機械及び装置のうち、鑄鉄ガス導管（口径20.3cm以下のものに限る。）、鋼鉄ガス導管及び需要者用ガス計量器

上記の資産について取替法を採用することにつき、鉄道事業者、電気事業者、ガス事業者及び一定の規模を有している事業者から申請があった場合には、税務署長は原則として承認を与えることとされている（耐通5-1-3）。つまり、上記の資産は「取替資産」に該当するのである。

3. 取替えの内容

取替法における取替えとは、取替資産が通常使用に耐えなくなったため取り替える場合のその取替えをいうものとされている。したがって、規模の拡張もしくは増強のための取替え又は災害その他の事由により滅失したものの復旧のための取替

えは取替法の対象となる取替えには含まれないものとされている（法基通7-6-2）。

ここで実務上問題となるのは、「通常使用に耐えなくなった」の判定である。文言をそのまま解すれば、物理的な事由に基づく資産の老朽化ということとなるが、例えば、まくら木をとりあげてみると、まくら木は1本でその効用を果せるものではなく、複数のまくら木が集まって一体となって効用を発揮しているのである。このような状況のもとでは、老朽化したまくら木1本のみをとり出して取り替えるのではなく、その老朽化したまくら木と一体となって効用を果たしている全部のまくら木を取り替えるのが、技術上も、工事費用の経済性からも、通常行われるところである。また、ガス導管についてみると、例えば、一のガス供給設備として10本のガス導管が150メートル連結している場合に、そのうちの1本のガス導管が老朽化した場合に、その老朽化した1本のみでなく、その全部の取替えが行われるのが通常である。ガス導管は通常地下に埋設されているため、その老朽化は腐食によるものが主であり、老朽化したガス導管と同時に埋設された他のガス導管についても、大なり小なり老朽化したガス導管と同様な事情が生じていることが予想され、また、取替えのため道路を頻繁に掘削することは問題があり、取替工事の効率化等から、通常、ガス導管について老朽化したガス導管を含めて、一体となっているガス導管の全部の取替えが行われている。

以上の実情を考えると、取替資産について「通常使用に耐えなくなった」の判断は、単に物理的ではなく、取替資産の種類、品質、取替工事の内容等から、実態に即して判断するのが相当である。

取替資産の取替えが、規模の拡張もしくは増強のためのものであるときは、新たに取替えた資産の取得価額は一時に損金の額に算入できないのである。その規模の拡張の判定について、電気事業者にとっては、新たな需要者の増加と事業所等の閉鎖等に伴う需要者の減少があることから、支店又は支社の管轄区域ごとに、一定期間における取替資産の増加数量の合計額と減少した数量の合計額の差引残高により拡張又は減少を判定することとされている。なお、この数量は災害等があった場合の異常数値は排除することとしている（昭和20年直法1-139）。

この規模の拡張については、ガス事業者についても、同様に考えられるが、鉄道事業者にとっては、規模の拡張は、新線の建設又は路線の延長ということとなり、取替資産の取替えは通常生じない。

取替資産の増強としては、例えば、木製まくら木をコンクリート製まくら木に替える、鋼鉄ガス導管を鋳鉄ガス導管へ転換するということなどが考えられるが、木製まくら木の耐用年数8年に比し、コンクリート製まくら木の耐用年数は20年であり、取替資産としては「まくら木」として特掲されているが、木製とコンクリート製とでは品質が異なり、耐用年数も異なるので、両者は品質の異なる取替資産として取扱うのが相当である。また、鋼製ガス導管と鋳鉄製ガス導管とはそれぞれ別個の取替資産として特掲されており、両者は品質が異なるものである。したがって、新たな取替資産を取得することとなり、取り替えられた旧取替資産は除却の処理をすることとなる。この場合の除却価額は帳簿価額となる。

4. 取替資産の帳簿価額

取替資産につき旧定額法、旧定率法又は定額法、定率法により償却した後の帳簿価額がその取得価額の50%相当額に達した場合には、以後これらの方法による償却は認められないのである。

この半額法に合理性があるという説明は、次のとおりである。

ある時点における取替資産全体についてみると、取替資産は毎事業年度ほぼ同数量ずつ取り替えられるとする前提に立てば、取替えのすぐの資産、2年経過の資産……翌期に取り替えられる資産、今期に取り替えられる資産により構成されており、それぞれ数量が等しく減価償却が規則的に行われるとすれば、全体の価値は全体の取得価額の2分の1相当になるという考え方によるものである。つまり、継続企業を前提とする会社経営であるから、設備が廃棄されない限り、取替資産のある時点の評価額は取得価額の50%相当額とし、以後の取り替えた資産を一時に費用として処理すれば、取替資産の評価額としては妥当性があるとするものである。

しかして、取替資産の耐用年数を概括すると、短いもので、帰線ボンド5年、木製まくら木8年、鋼鉄製ガス導管12年があり、長いもので、送配電線及び電線40年、信号機30年とされている。

そして、取替資産の取替えの単位は種類及び品質の異なるごととされている。この場合の品質については、電気事業者については国税庁個別通達(昭28直法1-139)により、次のとおりとされる。

- (1) 送電線、配電線については、特別高圧、高圧、低圧の別
- (2) 計器については、特別高圧、高圧、低圧三相、低圧単相の別
- (3) (1)及び(2)以外の木柱、柱上変圧器等の取替資産については、その資産に含まれる資産の種類及び品質を区別しないで、すべて同一品種及び品質のものとして取り扱う。

このような品質の区別については、材質の違い、大きさ等の基準にこだわっていない。

さらに、すでに述べた期中増加数又は減少数の算定に当たっては、例えば、木柱については太さ、木質、丈尺、注入の差異は問わず、すべて木柱1本とし、がい子については種類、大きさを問わず、送電線及び配電線については、太さ、種別を問わないこととしている。

このように、取替資産の取替えは、品質を中心として取替えの単位としており、取替資産の価額の変動や経常的に行われる改良は考慮しないのである。

したがって、貸借対照表に計上されている取替資産の帳簿価額は取替資産についての初度投資額の2分の1を表示していることとなる。すでに述べたように、耐用年数20年を超える取替資産が多く、その間の物価変動、技術進歩を考えると、半額法による取替資産の帳簿価額の表示は合理性があるといえないと考える。

この点を改善するとすれば、取り替えた取替資産の取得価額が取り替えられた旧取替資産の帳簿価額を超える場合のその超える金額は取替資産の全体の取得価額に加算すればよいと考える。

(注) 旧取替資産の帳簿価額は、取替資産の全体の帳簿価額を取替資産の数量で除して計算する。その後は、移動平均法的な手法によることとする。

5. 取替資産の除却

使用に耐えなくなったため取り替えられた取替資産(撤去資産)に付する価額はゼロとすることができる(法基通7-6-10)。

半額法の特徴は取替えにより取替資産の構成が

旧取替資産から新取替資産に置き換えられても、法人が保持している取替資産の価値は、当初の取替資産への投下資本の50%相当額とするものである。したがって、撤去資産に係る帳簿価額をその50%相当額から減算することはしないのである。また、取替資産の品質からみて、撤去資産を個別に管理することは困難と認められるものが多いので、撤去資産につき帳簿価額を付さない、つまりゼロとすることは相当である。

なお、その撤去後、その撤去資産を他の用途に使用した場合、例えば、軌条をこ線橋、乗降場又は積卸場の上屋等の建設材料として使用したときのように、新たな資産価値を認められる用に供した場合には、その用に供した時の時価を新たな資産の取得価額に算入することとされる。しかし、その時価を1円として評価して新たな資産の取得価額に算入することも認められる。

(注) 取り替えられた木製まくら木を駅構内の柵に使用したことについて、新たな資産価値はないとしている。

6. 安全性保持のための取替え

鉄道事業、電気事業、ガス事業はいわゆる公共事業であり、これらの事業の用に供される設備に故障等が生じた場合には、国民生活に多大な損害、支障を与えることとなる。そのため、設備について十分なメンテナンスが必要とされる。

ここで取り上げた取替資産については、それが老朽化する前に、取替資産の稼働の安全性に配慮し、不測の事態に対処するためある程度早めに取り替える必要があり、社会的責任上も、配慮すべき事柄である。

そこで、法人が、そのような前提にたって社内において計画性をもたせて、取替資産の取替えを順次行うこととした場合のこの取替えは一種の社会費用でもあり、かつ、品質が異ならない限り、その取替えが拡張、増強に該当しないものであるならば、「通常使用に耐えなくなったもの」に準じて取替法の適用を認めるのが相当と考える。

メンテナンスの取替えについて、次のような取扱いが昭和45年基本通達改正前は定められており、この取扱いは、公正妥当な会計処理にゆだねるとして、法人税基本通達には取り入れられなかったものであるが、この取扱いも一つの参考となろう。

取替法を適用している電気事業者又はガス事業者が、計器、柱上変圧器又は需要者用ガス計量器を修繕又は検定等（使用に耐えなくなったため廃棄する場合を除く。）のため撤去し、その取替えに伴い取り付けした資産の価額を一時の損金に算入したときの当該撤去資産に付する帳簿価額は、当該資産の属する取替資産の撤去時における帳簿価額の平均額によるものとし、これに改良、検定又は

修繕に要した金額を加算することとする。

この取扱いでは、「使用に耐えなくなった」場合の取替えにつき広く解釈している。

（注）文中略語は次による。

法 令……法人税法施行令

法 規……法人税法施行規則

法基通……法人税基本通達

耐 通……耐用年数通達



出会い、そして、それから

中 武 昭 夫

還暦になった。人には多くの出会いと、そして、別れがあるという。私にもそれらの多くがあった。今、それを懐かしく思い出している。

最初に出会ったのは「産婆さん」、母方の祖母。私の記憶には無い。その後の祖母との思い出は数限りない。「フク」という名前のとおり、福福しくて優しい人であった。95歳で逝ったが、最期は、枕元に集まった子や孫、曾孫たちにきちんと礼を述べて静かに往生していった。苦勞に苦勞を重ねた人だった。

私には3つ違いの弟がいた。私が独占していた「末っ子の座」を危うくした弟であるが、兄弟の中で一番美男子であった。天は二物を与えずというが、ようやく掴まり立ちができるようになった可愛い盛りにこの世を去った。私はまだ4歳。大声をあげて泣き喚いた。本当に悲しかったという記憶が今もある。

父とは6年間の付き合いだった。弟の死後数ヶ月で、今度は父が十里も離れた街の病院に入院した。昭和20年代末期のことゆえ自炊かつ身内で看護の入院生活、母がその任にあたり、私と二人の兄は伯父宅預かりとなった。この伯父は万屋を営んで

いたので、子供の私には誘惑の多い品々が店先に並んでいた。だから伯父に「来るかい？」と聞かれた時は「うんっ！」と全く屈託がなかった。この伯父は子供がなく、私たちを生涯、我が子のように可愛がってくれた。椎茸栽培などの林業が主たる業であったことから、夏休みなどにはその



手伝いをする機会があった。高い山から切り出した大木を遙か下の川へ滑らせての落とし方とか、今から考えるとその力学はベクトルの理論だと思う。尋常小学校しか学歴のない人だったが、機知に富む頭のいい人だった。中学一年生の時、「銀行に行ってこれを預けてきて。」と一枚の小切手（額面20万円）と通帳を託されたことがある。その時初めて銀行というものを知った。が、今思うと、ことの重大さにゾッとする。この伯父の胆力のなせる業であったか。

父の入院生活時代、私もまだ頑是無い子供のときである。父母が恋しくなった。駄々をこねて暫くの間入院付き添いを許された。母は大変であったろう。大きくなって知ったのだが、父は胃癌で、既にこの時余命いくばくもない状況であった。母が看護（炊事、洗濯、介護）に多忙なため、私は一人で広い病院の敷地内を探索するのが日課となった。

ある時、年の頃36～7歳の看護婦さん（当時はそういった）が普段着のままで私に話しかけてきた。「散歩に行こう」と言う。非番だったらしい。彼女は私のことを詳しく知っている。昼間のデートもあれば、夕方のときもあった。何度となく遊んで

貰った。当時は貴重な飴玉も貰った。街中を流れるちょっとした川にさしかかった時、彼女が突然「春～のうららの～隅田川～」と口ずさみだした。今は秋の終わりなのになァと不思議に思って聴いていた。ずーっと後になって母に聞いた。「あの看護婦さんにも当時生きていればお前と同じ位の子がいたんだって。小さいうちに亡くして寂しかったんだろうね。」住み込みで病院勤めをしていたらしいから何か訳ありであったのだろう。父の病状も熟知していたはずだから、私のことを不憫に思ってくれたのかも知れない。

「花」という唱歌が私は何となく苦手である。あの頃やあの優しかった看護婦さんのことを今、大人の感覚で思い出してしまうから。

学校時代の先生方にも多くのことを教わった。どこか身に付いていると思いたい。さらには、税務職員としての四十年余りにも、上司、先輩、同僚そして後輩と幾多の人に数多くのことを教えて頂いた。時には納税者の方から諭されたこともしばしば。多くの、本当に多くの人々から社会人としての知恵を授けて頂いたと感謝に絶えない。

いま、私は税理士として、また、多くの人々と「出会い」を持つ身となった。

この税理士に出会えてよかったと思って貰えるようにならなくてはと我が身を叱咤激励して努めている。ただ、技量が追いつかぬ悲しさがある。そうした時、私が税務職員として奉職した研修生時代に、時の研修所長が訓話で言われた「以春風接人 以秋風自肅」すなわち、人には穏やかに接し、自らは厳しく律せよという言葉のを忘れぬようにしようと、それだけは思っている。

多くの出会い、多くの別れ、心に残る思い出は、時に己を戒め、時には己を奮い立たせてくれる。そういう「出会い」が「私のあしあと」の中に、影のようにいつも寄り添っていてくれることを、心から感謝している。



私のあしあと

野澤 慶太郎

毎号、読ませていただいている「あしあと」には蒼々たる先生方の豊富なご経験を拝見し、私のような若輩者の文章など書いてしまってもよいのだろうかという申し訳ない気持ちで一杯なのですが、今までの体験を振り返る意味でよい機会と思い、書かせていただくことにしました。私は開業の税理士ではなく丹羽会計事務所に勤める勤務の税理士です。

私は昭和52年5月20日に新潟県新潟市に生まれ、その後、父の仕事の都合で栃木県栃木市で育ちました。大学入学に伴って上京しました。

父は医師です。よけいな検査や薬を患者さんに強要しない、患者さんにとってありがたい医者だったそうです。今は現役を離れ、県の職員として赤十字に出向しています。

私は長男ですが、両親は医師になることを強要したりはしませんでした。勉強しろとも言いませんでした。ただし風邪をひいたりすると生活が乱れてるということでしょうか、よくしかられました。

高校生のときに文系・理系を選択することになったとき、父の医師としての大変そうな姿を見て、また「理系＝医師」のような想像をしてしまい、それだけの消極的な理由で文系を選択しました。勝つ必要もないのですが、将来自分がもし医者になれたとしても、親にはかなわないと思ってしまったのも文系を選んだ理由です。

私の親族には「会社員」がいませんでした。文系を選択し、大学に進みましたが「会社員」になっている自分が想像できませんでした。そんな中就職氷河期と呼ばれていた大学2年のときに山一證券が倒産する事件がありました。内定をもらっていた先輩があわてる中、普通に就職活動はしたくない、何か資格を取ろう、資格を取ってそれを活かした仕事をしようと漠然と考えました。コツコツ少しずつ積み上げること（だけ）が得意と思っていた私は少しずつ科目を集めていく資格である税理士を選びました。

大学時代から資格の学校に通っていましたが、試験にはまったく歯が立たず、結果はだせませんでした。まわりの一流と言われる会社に入っていく、ダメ出しをする心無い友人にも触発されたのでしょうか、会計事務所でアルバイトをすることを始めました。これが私の税務の仕事のスタートとなります。

私は思ったことを素直に口に出してしまう長所でもあり、短所でもある性格なため、事務所の皆様に多くのご迷惑をかけてきましたが、でも辛抱強く使っていただいた方々のおかげもあって、少しずつ覚えていった仕事の一つ一つをどれも楽しくこなせていたのを覚えています。一つ一つの書類を作っていくことでたくさんの達成感を味わえ「この仕事が好きなんだな。」と思えることの連続でした。

また一時期、大手の税理士法人にいたこともあります。世間で知られている大きな会社の申告などに関わらせていただけたのも貴重な体験でした。作成するものは同じであってもそのプロセスの違いが多種多様であり、非常に勉強になりました。

いくつかの事務所にいたことによってどんな役割を担える税理士になりたいかがわかってきました。「お客様といろんな話のできる税理士」です。税理士が税務を独占できる仕事であっても、税務に限らず、お客様を襲う様々な出来事に「何か」のヒントが与えられる税理士になれば、お客様も我々も楽しい関係が築けると思います。機械的な仕事の中に「人」としての触れ合いがどれだけ感じられるかが「人」を相手にする仕事の醍醐味だと思います。

私は昨年6月に30歳で登録をし、7月に結婚をしました。20代は自分のことだけを考えて進んできた時期でしたが、30代は自分のことだけでなく「他人」「相手」を考えられるような時期にしたいと思います。その時期のスタートの証にできればと考えたからです。

我々の仕事は1人では成立しないと思います。たくさんの「仲間」と、たくさんの「知恵」を出し合って、たくさんの「真剣な中での楽しい経験」と、たくさんの「達成感」を味わいたいと思っています。機械的な仕事の中には閉塞な雰囲気が広がりがちですが、そうならない事務所にするためには自分がどんな役割を担えれば良いのかという

ことを常々考えています。丹羽会計事務所がたくさん意味が含まれた「楽しい」事務所にできるには自分の力をどのように使えば良いのかを考えています。

父の診察を受けたことはありませんし、今後受けることはできませんが、現役のころはきっとそんなことを考えながら診察をしていたのではないかなと思います。職業が違って仕事は同じ。しかし、今はそんな気持ちで一步一步前に進んでいこうと思っています。

今このような気持ちで仕事をさせていただけていることをこの紙面をお借りして感謝申し上げます。今後もしもご指導ご鞭撻の程よろしく願いいたします。



預保への出向経験

須 佐 正 秀

昨年8月末、日本橋支部に入会しました須佐正秀と申します。

国税の職場約40年余を経ての新規開業です。この一年、外からみた税理士業と、実際にやるのでは、随分違うなど実感している毎日です。

広報部の桑原先生からの電話で寄稿依頼を受けたのですが、一瞬、前日の研修会で先生と目をあわせたのが指名のきっかけだと頭をよぎりました。正直なところ、少し大変だなと思いましたが、同期入会の仲間が何人か寄稿をしていましたので、いつかは来ると覚悟はできておりました。期限や長さをお伺いしながら、頭の中では何を書けばいいかなと思いを巡らせていました。浮かんできたのは、預金保険機構のことです。14年7月から2年間、国税の職場を離れての預金保険機構出向という得がたい経験がありますので、その時の思い出を書いてみたいと思います。

預金保険機構（以下、「預保」といいます）は、昭和46年設立の官民出資の特別法人です。最も脚光を浴びたのは、不良債権問題が発生した平成8年以降ですが、最近では、理事長ポストの国会同意人事が新聞に取り上げられました。私が出向した時の理事長は松田昇さんで、元東京地検特捜部長、ロッキード事件の際田中角栄元総理を任意同行し

たことでも知られる方です。

そのような預保と国税とはどのような繋がりがあるのでしょうか。その辺りから書き始めたいと思います。

預保といいますのは、加盟する金融機関から保険料を撤収し、金融機関の破綻があった場合に預金者の預金を保護し、信用秩序を維持するという基本的役割があります。もともと預保は、そのような目的で設立されたのです。

日本が高度成長期にある頃は、金融機関が破綻することなどほとんど予想されず、預保は、日本銀行の一室にあり、職員も10数名程度の小さな組織でした。

ところが・・・バブル崩壊とともに住専問題が発生し、その解決のため6850億円もの公的資金が投入されました。そして、住専債権の回収のため住宅債権回収機構が設立されました。さらに、住専債権には公的資金が投入されているという理由から、その住専債権を確実に回収するため、預保に財産調査権が付与されました。その結果、従来の預保は業容を大幅に拡大し、平成8年6月に「新生預保」として発足することになったのです。職員数も一挙に約百名の大所帯になりました。

新生預保において財産調査権を行使する部署として設けられたのが「特別業務部」であり、ここに国税職員が出向することになったのです。

特別業務部には、国税のほか、警察、厚生労働省、社会保険庁から、そして金融機関からも出向しており、いわば官民混成の債権回収部隊です。また、特別業務部には債権回収についての法的サポートのため、裁判官や検察官も出向しております。

仕事の内容は、債務者の財産を調査し、隠している財産を暴き、債権の回収につなげるということになります。国税の仕事でいえば、税務調査と滞納整理をミックスしたような仕事です。

このような新しい組織の中で新しい仕事に従事し、異なる出身母体の人たちにまみえてみると、住んでいた世界の違いに驚かされます。大げさに言えば、カルチャーショックを覚えました。

同じ釜の飯を食った国税の仲間との仕事においては、自分の考えを伝えるのに多くを語る必要がありませんでした。それは、ある程度共通認識があるから、10のうち5ぐらいを話せばよかったのです。ところが、預保においては仕事の目的や理由

を一から丁寧に説明する必要に迫られました。

国税の職場と預保の仕事を車の運転に例えてみると、次のように言えると思います。国税の職場は、ノークラッチの車を運転しているような感じで、アクセルを踏めば走ります。預保では、ギアを入れてクラッチを操作しエンジンにつなげるという準備をしてから、アクセルを踏まないとうまく走りません。

従って、何といても意思疎通が重要だということに気づかされました。

意思疎通を欠いたために起こった笑えない話を一つ紹介します。

国税出身のA君と銀行出身のBさんとの出来事です。債務者の会社を訪問するに際しての事前打ち合わせ。Bさんから「明日は、何を持っていけばいいでしょうか」と聞かれ、A君は「特にいらないよ」と返答、時間と場所を確認して別れた。翌日、待ち合わせ場所で二人は落ち合う。Bさんは、まったくの手ぶらで何も持っていない。A君は、啞然として「調査に行くのに、何も持っていないとはどういうこと。債務者からの聞き取りもメモしないつもりなのか。」「筆記用具とメモ用紙、電卓くらいは持って歩くのが常識だ。」と諭したといいます。国税の職場の常識と銀行出身者の感覚との相違が生じた「小さくて大きな事件」であります。その反面、5時以降の付き合いなどなどにおいては、人間皆同じだなと感じることも多くありました。

預保は、出身母体が様々であることから、ほぼ四半期に一回人事異動があります。そして、その都度、送別会・歓迎会を開きます。送別会・歓迎会は初めての人を知る大変いいコミュニケーションの場でありました。送別会・歓迎会を含め5時以降の付き合いは、主としてお酒です。銀行の方や他の官庁の方と親しくお酒の付き合いをさせて頂きました。

そういった場で感じたことは、うちとければ皆同じだなということです。

世間一般には、固いイメージの裁判官や銀行員の方とも楽しくお酒を酌み交わしました。繁華街にある居酒屋で、夜中までお付き合いしたこともありましたが、場末のスナックでカラオケも聴かせてもらいました。

酒席での話題はやはり仕事のことです。使命感からか、あれこれと仕事のアイデアをぶつけ合いま

す。酒の席を通じて、銀行の方には債権回収に対する熱意を感じましたし、検事さんや警察官の不正を許さないという強い正義感にも圧倒されました。

思いつくまま様々なことを書きましたが、今考えますと預保への出向は、自分を理解してもらう

こと、相手をよく理解することの大事さを実感させてくれた貴重な体験でした。

そしてまた、腹を割って話せば互いに理解し合えるということを学ばせてもらえた2年間でもありました。

随 筆



コールセンターの 感想

村 田 裕

支部から電話相談の担当を引き受けてもらえませんかとの電話を受けた。かなり日程が近くなってからだと思う。応募していたのをすっかり忘れていました。税務相談は今までもたくさん引き受けていたので、軽い気持ちでいいですよと返事をした。ところが話を聞くと確定申告期の真っ最中、しかもできるだけ連続してということで2月8日、2月12日から2月15日、3月10日、3月11日、3月17日の通算して8日間という事でした。これでは自分の仕事に差し支えるのでどなたか他の方に当たっていただけませんかと返事しました。ところがどうしても人が見つからないということで引き受けた次第です。今までに何度も税務相談をやっているし、少し自分の仕事がつくなるが何とかやるだろうと思いました。

事前に国税庁で電話の使い方や業務の内容等について説明を受けました。電話の扱いは教えていただいたのですが、最初は慣れるまで少し時間がかかりました。実際に電話相談を始めてからは、電話がひっきりなしで休む閑もないほどでした。特に休み明けの日などは声も嗄れるほど喋り続けます。電話相談の流れとしては、まず派遣会社の社員が電話を受け、書類の送付、税務署の場所など簡易な質問はそこで処理し、税務相談を税理士に廻して我々税理士が対応するというものでした。私は最初に電話を受ける方も税に関する基本的な事項はマスターしているのが望ましいと思います。電話をかけてくる方は当然、専門家と話をして教

えてもらえると思っているでしょうから。

税務相談の内容は所得税、消費税及び贈与税でした。私は所得税、相続税、消費税で合格し事務所を開業してから約12年それなりの経験もあり、多少の自信はありました。しかし初日から自分の無能さ、経験不足を知らされました。譲渡所得についてのレアなケース、自分の事務所ではほとんど関係なかったストックオプション、さまざまな金融商品、非居住者の税務など様々な相談に対応しなければならなかったことです。さらに電話だけで税務相談を受けるにはそれなりのテクニックが必要で、話を聞きながら関係図や時系列を書いたりして、相談者の言わんとすることを的確に掴まなければなりません。しかも次から次とさまざまな税務相談にすばやくスムーズに対応する必要があります。国税局の職員や税務署からの応援の方がサポートしてくれますし、その場で答えられなければ後で掛け直すこともできますが、かなり緊張をしいられました。

コールセンター業務に必要なのは体力（なるたけ若い方）、知力（豊富な税務知識）、経験（税務はもちろんいろいろ人生経験をつんで柔軟に対応できる方）等ある程度のレベルの方が当たるのがよいと思います。私は対面して相談を受けるのが好きですが、多数の納税者に便宜をはかるためには将来こういう方向に行かざるを得ないのでしょうか。

なお、明らかに税理士や会計事務所と見られる方からの税務相談が多数ありました。税理士は税に関する法律の専門家として自から税務上の判断力を深めて自分で解決して行くことが必要だと思います。私自身も安易に税務署に問い合わせることが多々あったことを反省しています。プロフェッショナルとしての自負と自覚を持ちたいと思います。

最後に、サポートして頂いた国税局や税務署の職員及び一緒に業務を担当した税理士並びに派遣社員の皆様をはじめたくさんの人々に助けられました。たいへんお世話になりました。皆様のおかげでコールセンターの業務をなんとか終えることができました。本当にありがとうございました。



今頃を想う

森 田 幸 一

故郷の鳥取市から上京して都会暮らしも40年が経ってしまったが、故郷の原風景は胸の内に消えることなく残っている。

鳥取市は、中国山地を源とする千代川を主流とするその三角州の平野部に市街地が形成されている。北側は日本海に面し、その沿岸部は鳥取砂丘に代表されるように、美しい海岸線が東西に広がっている。

税務署の確定申告期のあの喧噪が消えて、安堵感の漂う一時の静寂の中で故郷の原風景を思い出し、望郷の念にかられたものであった。

桜が咲き、畑一面が菜の花の黄色に染まり、それが終わると山は沸き立つような薄緑色に息吹いて、山菜採りのシーズンの到来を知らせるのである。また、川面は陽光をキラキラと乱反射を強くさせて水の温さが増してきたことを知らせるので

ある。

私は、子供の頃から川遊びが好きであった。この季節になると近くの川の堰堤でよく遊んだものだった。遡上してきた稚鮎が、速い流れに逆らって懸命に堰堤を越えて行くのをじっと見るのが好きであった。

そうして、夏を想い鮎釣りに想いを走らせるのである。今年はどの瀬に立ち込んで釣るか、休暇はいつ頃にしようかと想うのである。

こうして、故郷の原風景から次第に現実へと戻るのであるが、これを何回繰り返してきたことであらうか。

少年時代の風景はいつ思い出しても美しくまばゆいものであるが、歳月は自然を大きく変えている。川の上流にダムが造られ、川の水量は減り、川幅も狭くなっている。好きだったあの堰堤は、今は面影さえ残っていない。河川敷はサイクリングロードや公園として整備されているが、牛がのんびりと草を食んでいた牧歌的な情景が懐かしい。息子達に私の少年時代の風景を見せてやれないのは、少々残念でもある。

先頃亡くなられた童話作家の石井桃子さんは、こんな言葉を残されている。

「子どもたちよ 子ども時代をしっかりとのしんでください おとなになってからあなたを支えてくれるのは 子ども時代の『あなた』です」

今年も鮎釣りのシーズンを迎え、田舎の弟からも釣りの便りが届いている。時間に余裕ができたと思う存分に鮎竿を振ってみたいという長い間持

平成20年度支部役員補欠選挙の結果報告

当支部役員選挙規則により、平成20年度支部役員補欠選挙を実施したところ、立候補辞退期限の平成20年5月1日16時現在、幹事立候補者が定員と同数となり、次のとおり当選者が確定しましたので、通知します。

〔当選者氏名〕

幹事 1名 瀬川福美

平成20年5月2日

東京税理士会日本橋支部

役員選挙管理委員会

委員長 荒木慶幸



(税務支援対策部)

瀬 川 福 美

この度、幹事として税務支援対策部を担当させていただくことになりました。微力ですが会務運営のお役に立てればと思っています。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

っていた願いが、やっと自由業になり叶うと思っていたが、今年はあまり気が乗ってこない。釣果を自慢してみせる両親が逝ってしまったせいかもしれない。

ふるさは川の匂い梅雨入哉 間村俊一

という句を見つけた。望郷の句であるが、故郷の川に思い入れを持ち続けている友人に出会ったような気がして、安堵感を憶えた。

最近流行りの田舎でのスローライフを妻に提案したが、一笑に付されてしまった。

齢を重ねるごとに、故郷は遠きに在りて想うものになってしまうのだろう。



確定申告を終わって

佐野典子

今年も無事にクライアントの確定申告を終え、明けて3月18日は、気分一新、東京会の研修で、九段会館に出かけました。午前の研修が終わる少し前に友人に、「午後の研修は、面白そうだよ。」と、電話したのが、悪夢の発端となったのでした。

午後の研修の始まる直前に会場にやって来た友人と昨日までの確定申告の慰労を込め、お互いに挨拶し、「最終の申告は、日本橋税務署だったけど、郵送で済ませた。」となにげなく話をしたところ、友人は、真顔で、「期限までに、到着しなくては期限内申告にならない。」と言い始めたのでした。思わず、私は「悪い冗談はやめてよ。」と言うと、友人は、ますます真顔になって昨年からの到達主義に変更になったと主張するのでした。

私は、3月17日直前にもクライアントの確定申告書をまとめて郵送していたので、到達主義だと期限まで到底間に合わないのです。一瞬、今年の後半の確定申告は無駄だったのかとまで思いつめました。

これは悪夢だ、悪夢だと否定し続けました。

確かに、郵便局が民営化され郵便法の改正で平成19年10月1日以降、ゆうパックや詰め放題のエクスパックが郵便法の定める郵便物でなくなったので、これらを使用する場合は、到達主義へと変更となっています。

しかし、確定申告書は、「信書」にあたり、第1種郵便を利用して税務署に送付する場合、その郵便物の通信日付印により表示された日が提出日とみなされます。このしくみは変更になっていないはずだと主張し続けました。それでも友人は、頑固に到達主義を主張し続けます。

ここまで来ると人間は弱いもので、何が真実かわからなくなって頭の中が混乱してしまうものです。ついに、午後の研修そっちのけ状態です。友人が、税務署に電話してみようとまで言い出しました。税務署から得られた返事は、郵便日付の表示から判断するので、発信主義とのことでした。友人は、「心配かけてごめんね。」と言。これで、私は悪夢から解放されたのでした。

その後、当日の夕方はスッキリで支部の慰労会に参加したのでした。

この一件があってから、私は今後、個人法人を問わず、申告書の作成・提出の時期を、期限ぎりぎりにせず、なるべく早めにしようと決心しました。極端な話ですが、すべて到達主義と発想転換すれば、早め早めに慎重に仕事を消化できるのではないかと考えることにしました。また、提出後、あってはならないことですが、どんな変更訂正が待っているかもしれないのですから。



相談役岡本昭夫先生を偲んで



齋藤克彦

岡本先生とお付き合いをさせていただいたのは、今から25～6年前頃からはなかったかと思えます。先生の思い出を語りながら、黄泉の旅路に立たれた、先生を偲びたいと思います。

趣味 岡本さんは、とにかく身体を動かす趣味は何でもござれという人でした。

私の知っている限りでは、山、ゴルフ、スキー、ボウリング等々、運動音痴の私がお付き合いさせていただいたのはゴルフぐらいでした。その他のスポーツ（岡本さんは趣味、私は構えてスポーツ）の会話は2人での間ではまったくありませんでしたが、ただ何時のことだったか、私が遠い昔大菩薩峠に行ったことを話し、「峠というから楽な気持ちで行ったら、とんでもない、とても厳しかった、もう二度行きたくない」と言ったら「かっちゃん、お前ネー、大菩薩峠はそこそ厳しいんだぞー、『峠』とかの言葉にごまかされてはだめだ」、「俺もあっちこちの山をやったが（普通の人には『登ったが』、岡本さんは『やったが』）自然は厳しい、自然を嘗めちゃだめだよ」と話された岡本さんはまさに山やでした。

また、山の話では、もう一つ、なにかの会議の後酒を飲んだときに「俺は、いままで好き勝手なことをして家族にずいぶん迷惑をかけてきたが、やり残しが一つだけある『ヒマラヤごろ』（こういう言葉があるのかどうか分かりませんが）を経験したかった」、いまになってみると、岡本さんの山は「エベレスト」だったのかなと思っています。ゴルフはかなりの回数ご一緒させていただきまし

た。ゴルフ場での岡本さんは、私がいまにも下手だったからかもしれませんが「教え魔」ではありませんでした。しかし、ゴルフ場でのマナーはずいぶん教えてもらいました。今になって思うとあたりまえのことですが、岡本さんのゴルフはマナーそしてマナー、最後に技術、技術は本人の努力。「ゴルフは自分を律することとの戦い」という言葉が忘れられません。

税理士会 岡本さんとの初めての出会いは、東京青税の集まりではなかったかと記憶しています。全国青税でお互い役員として、全国青税と東京青税の役員として、また支部では幹事、本部理事、副支部長、時期は少しずれましたが東京税理士協同組合の常務理事（岡本さんはその後専務理事も務められる）と同じ時代とともに、税理士業務をそっちのけで（とくに青税のころは全国を）駆けずり回っていたことが思い出されます。

岡本さんが、専税の会長に推薦されたとき、ご本人からの電話で「俺は会長の器でない・・・『五合升は一升升になれないよ』・・・」と言っていました。頼まれればいやと断れない岡本さん、会長として「税理士まつり」「税理士会を明るくする会」等で活躍されました。ずいぶんと胃が痛いこともあったようでしたが、さすが岡本さん、もちまえの人柄と粘り強さで乗り切ってこられました。

専税の会長を降りたときの言葉は「恙無く降りられたよ、ありがとう」、「難しいときに、ご苦労様でした」と言ったら、「いやー、皆さんに助けてもらったから乗り切れたよ」と言って笑っていました。

いまにして思うと、青税のころの岡本さんの行動はまさに陽明学的でしたが、専税の会長を降りるころは「まるく」「まるく」おだやかになっていたのだと思います。

感謝 同じ職業を持ち、後輩として、友として、同時期に一緒に過ごせたことは、私の人生にとって感謝の気持ちのなにもものでもありません。岡本さん、ありがとうございました。



▶ 平成18年度総会懇親会の岡本先生（右から2人目）

各部だより

[総務部]

日本橋支部幹事会報告

(平成20年3月から平成20年6月)

平成20年3月24日 於：支部事務局

審議事項から

1. 平成19年度、支部定期総会開催の件
 2. 顧問、相談役会開催の件
 3. 東京商工会議所、中央支部入会依頼の件
 4. 平成19年度、支部定期総会議案書の作成スケジュールの件
 5. 日本橋支部ホームページ、リニューアルの件
 6. その他 事務局、禁煙化の件
- 以上6件が承認された。

報告事項から

1. 税理士記念日無料相談の件
 2. 青色申告会確定申告無料相談の件
 3. 閉庁日無料相談の件
 4. 確定申告無料相談の件
 5. 国税庁、コールセンターの件
 6. 登録調査の件
 7. 各種無料相談担当者、慰労会の件
 8. 税理士雑談室の件
 9. その他 4月開催の常会の件
- 以上の事項他の報告がされた。

各部報告

各部長より活動報告がされた。

理事会報告

福本理事より、承認事項9件、報告事項8件他の報告がされた。

平成20年4月14日 於：支部事務局

審議事項から

1. 平成19年度・20年度各部報告及び事業計画について
2. 平成19年度・20年度支部会計収支報告・予算案について
3. 標準支部規則一部改正に伴う支部規則一部改正について
4. 支部役員欠員に伴う補欠選挙実施について

5. 10月開催予定常会・定例連絡協議会について
 6. 平成21年支部総会実施日について
 7. その他 協同組合、退職金共済会員等の推薦について
- 以上7件が承認された。

報告事項から

1. 申告案内、コールセンター意見交換会の件
 2. 常会（4・7）の件
 3. 日本橋税務懇話会の件
 4. 日本橋青色申告会記念講演会出席依頼の件
- 以上4件が報告された。

各部報告

各部長より、活動報告がされた。

理事会報告

宮川理事より、承認事項8件、報告事項7件の報告がされた。

平成20年5月12日 於：支部事務局

審議事項から

1. 平成19年度・20年度各部事業報告、事業計画の件
 2. 平成19年度・20年度支部会計、収支報告・予算の件
 3. 顧問、相談役会の件
 4. 役員懇親旅行の件
- 以上4件について承認された。

報告事項から

1. 支部役員補欠選挙結果の件
 2. 支部規則改正承認の件
 3. 顧問、相談役会の件
 4. 確定申告無料相談連絡協議会の件
 5. 登録調査員連絡会議の件
 6. 東税協共栄会「経営者大型保障プラン」年間目標達成表彰の件
 7. ホームページリニューアル小委員会の件
 8. その他 21年支部総会実施場所、日時の件
- 以上8件の報告がされた。

各部報告

各部部长より、活動報告がされた。

理事会報告

山本理事より、承認事項6件、報告事項8件の報告がされた。

告がされた。

**平成20年6月12日 於：明治座センターホール
審議事項から**

1. 定期総会白紙委任状における代理人及び議案に対する賛否の件
 2. 定期総会席上における来賓挨拶の件
 3. 定期総会、懇親会の分担再確認の件
 4. 会員事務所職員の表彰に関する件
 5. 事務局、夏期休暇日程に関する件
 6. 租税教育推進協議会の租税教育実施化の件
- 以上6件が承認された。

報告事項から

1. 支部会計、監査報告の件
2. 「日本税協連福祉会」生命共済制度説明会の件
3. 署と支部との実務研修会の件
4. 登録調査の件
5. 東京税理士会定期総会開催の件
6. 10月開催定例連絡協議会、11月開催予定の中央都税事務所との連絡協議会の支部からの質問事項募集、常会、研修会、懇親会案内文書送付の件

以上6件の報告がされた。

各部報告

各部部長より、活動報告がされた。

理事会報告

秋元理事より、報告事項12件の報告がされた。

常会報告

平成20年4月8日 日本橋税務署会議室にて、支部常会が開催された。

支部長挨拶の後、各部部長より、活動報告、本部理事より、理事会報告がされた。

出席会員数は、66名。

[研修部]

《最近実施した研修会》

日 時：平成20年4月7日（月）13：30～16：00

会 場：東京実業健保会館6階

講 師：日本橋税務署 法人課税第3部門

牛嶋俊明 総括上席調査官

東京国税局 課税第二部 消費税課

穴澤 靖 実務指導専門官

テーマ：ここがポイント印紙税（基礎から応用まで）

日 時：平成20年5月9日（金）13：30～16：30

会 場：綿商会館6階

講 師：赤坂光則先生（税理士）

テーマ：小規模宅地等の特例の問題点と新事業承継の方向

～判例からの問題点を読む～

日 時：平成20年6月12日（木）13：00～14：45

講 師：成田一正先生（税理士）

会 場：明治座センターホール

テーマ：平成20年度税制改正の解説＋α

～あたらしい事業承継法制、事業承継税制への対応を含む～

日 時：平成20年7月14日（月）14：00～16：30

講 師：朝倉洋子先生（税理士）

会 場：綿商会館4階

テーマ：税務相談の自己解決問題とTAINSの活用
～税理士も調査に生かそう！『判決情報』～



《今後の予定》

日 時：平成20年9月4日（木）13：30～16：30

講 師：宮森俊樹先生（税理士）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：使える中小企業税制（予定）

日 時：平成20年9月26日（金）時間未定

講 師：岩下忠吾先生（税理士）

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：未定

※第一ブロック合同研修会（第一回）

日 時：平成20年12月16日（火）時間未定

講 師：小池正明先生（税理士）

会 場：銀座ブロッサム ホール

テーマ：未定

※第一ブロック合同研修会（第二回）

[厚生部]

〈野球部〉

〈練習・練習試合〉

3月22日、神宮外苑にてダブルヘッダーの練習試合を行い、続く3月26日に浜町グラウンドで練習を行いました。4月に行われる支部対抗大会に備えて今年の活動がスタートしました。

〈春の支部対抗大会〉

4月3日、今年こそ上位進出を目指して支部対抗大会に参加しました。2回戦（初戦）で武蔵野支部と対戦しましたが、今年初めての公式戦のためか両チームともミスが重なり点の取り合いとなりました。結局8対9と昨年秋の大会に続き、1点差で負けてしまいました。これで2大会連続の初戦負けとなってしまう、日頃いろいろな面で応援していただいている皆様、申し訳ありません。

〈第一ブロックリーグ〉

5月15日、第一ブロックのリーグ戦が始まり、京橋支部と対戦しました。結果は8対2と大勝しました。初回到3点を先制しその後も点を加える中、塩谷、渡辺、今井の3投手により相手の攻撃を2点に抑え、完勝といってよい結果となりました。

〈親善試合〉

5月22日、恒例の日本橋税務署チームとの親善試合を行いました。

参加者全員が試合に出場するという特別ルールで和気あいあいと行われました。昨年に続き勝たせていただきました。



今後は月1回のブロックリーグ、その合間の練習、夏の強化合宿を経て秋の支部対抗大会に臨みます。
櫻井和儀

〈ゴルフ部〉

第264回 T N G 会は4月17日、取手国際ゴルフ倶楽部で、25名の参加で開催しました。

コースコンディションの良い中で、各自の力を発揮して楽しいゴルフ大会となりました。

○成績

優勝	坂下眞一郎	G 92	N65
2 位	岩本 忠治	G 88	N70
3 位	山科 裕紀	G 90	N70
ベスト グロス	徳田 益和	G 85	(アウト41、イン44)

〈囲碁部〉

3月28日（金）、春季支部囲碁大会が当支部会議室で開かれました。年度末のせいか参加者は11名で、A、B二組にわかれて、熱戦が繰り広げられましたが、「まった」の声が聞こえないのは、立派でした。結果は次のとおりです。

A 組		B 組	
優 勝	浅井光政 七段	原口義弘 三段	
準優勝	小林 進 五段	余西克己 一級	
一 位	下村信義 五段	榊 邦弘 五段	

4月17日（木）には、日本棋院の小林健二七段（小林覚九段のお兄さん）をお招きして、三面打ちの指導碁をお願いしました。当日は会員の意気込みがよく、結果は、当支部5勝、小林先生5勝で、支部が大戦果をあげました。

平成20年後期の日程は、7/16、8/20、9/17、10/22（大会）、11/14、12/17（プロ指導）を予定しています。飛び込み大歓迎です。

〈歌舞音曲部〉

①20年3月～6月、月例出席者数

第302回	3. 19（水）	9 名
第303回	4. 8（火）	9 名
第304回	5. 13（火）	12 名
第305回	6. 10（火）	10 名

②予定

(1) 毎月第2火曜日 月例

(2) 20年10月18日（土）

第23回カラオケ発表会

(出演希望者は7月31日までに課題曲をお届け下さい)

中島重敏

〈テニス部〉

テニス部では繁忙期を除き毎月練習会を行っております。毎回プロの松岡コーチをお呼びしてレッスンを受けています。5月1日の練習会は春期テニス大会に向けてフォーメーションを中心に練習を行いました。2時間の練習時間のうち、前半の1



時間は個々のパートごとの練習を行い、後半の1時間は実践的な試合形式で練習を行いました。

5月8日(木)有明テニスの森庭球場において春期東京税理士会テニス大会が開催されました。春期大会は税理士以外にも税理士の妻も出場することが出来る大会です。日本橋支部からは佐々木則司・佐々木君江(妻)、桜井和儀・松下いつ子(妻)、青木久直・中島三枝子(妻)の混合ダブルス3チームで大会に臨みました。予選の結果、佐々木夫婦チームが2位グループ、桜井・松下チームが3位グループ、青木・中島チームが1位グループでトーナメントを行うこととなりました。各チームともよく健闘したものの今回は入賞することができませんでした。

テニス部では月1回のペースで楽しく練習会を行っています。そして練習後の飲み会も和気あいあいとアットホームな雰囲気です。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局までご連絡下さい。

一今後の大会予定一

秋季大会 10月7日(火) 予備日 10月10日(金)

支部対抗戦 11月18日(火) 予備日 11月25日(火)

[組織部]

4月14日 組織部会

平成20年度組織部事業計画について協議しました。

5月12日 組織部会

支部規則の一部改正(第40条の2)・報酬のある公職についての会員に対し支部会費を免除する件について協議しました。

[税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所

等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

平成20年実施日	会場	担当税理士
4月9日(水)	法人会事務局	猪股 正明
4月23日(水)	〃	皆平 弘一
5月14日(水)	〃	三ヶ尻忠敬
5月28日(水)	〃	福島 孝臣
6月11日(水)	〃	田村 雅幸
6月25日(水)	〃	結城 昌史

《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

平成20年実施日	会場	担当税理士
4月4日(金)	中小企業相談センター	佐藤 嘉光
4月25日(金)	〃	皆平 弘一
5月23日(金)	〃	二瓶 正之
6月13日(金)	〃	坂下 弘子

○商工会議所中央支部からの依頼分

平成20年実施日	会場	担当税理士
4月16日(水)	京橋プラザ	佐野 典子
5月21日(水)	〃	濱川 久子
6月18日(水)	〃	坂下 弘子

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願い致しました。

担当税理士

赤坂 光則

佐野 典子

林 孝子



網紀監察シリーズ

それって違反? <2>

税理士署名欄に「ゴム印」を押すのは… **NG**

税理士本人の署名押印 が義務です。

にせ税理士行為を防ぐためにも ご注意ください。

(税理士法第33条)

公

告

日本橋支部常会のご案内

午前10時30分より

開催日時：平成20年10月20日（月）於：東実健保会館

常会は、日本橋支部規則第27条に「本支部は、会員との連絡調整を図るため、年2回以上常会を開催する。」と規程されている、支部の公式行事です。詳細のご案内は、別途お送りしますが、会員の皆様の参加を是非おねがいします。

（なお当日は、日本橋税務署との定例連絡協議会、研修会、懇親会を合わせて行う予定です。終了予定時刻、午後7時）

新年賀詞交歓会のお知らせ

毎年恒例の新年賀詞交歓会を平成21年1月13日（火）に行います。今回より、会場をロイヤルパークホテルに移して、賑々しく開催する予定です。今からスケジュールに入れて、多数の会員の参加をお待ちしております。

平成21年支部総会のご案内

来年のことで、恐縮ですが、平成21年の支部総会の日程が決まりました。

平成21年6月22日（月）です。今から、予定に入れておいてください。

【法対策委員会】

- (1) 3月27日 東京税理士会法対策委員会、東京税政連合同セミナーが（税理士会館）開催され、5名が出席した。

テーマ「異議申立てが変わる、税理士が変える—行政不服審査法と国税通則法の改正によせて」

【情報システム委員会】

平成20年7月1日 東京税理士会館において、支部情報システム委員長連絡会議が行われ、委員長の岡田と情シス委員の秋元先生が出席した。

議題は

1. 電子申告データの二次利用について
2. SaaSの現状報告
3. 電子申告の今後の普及推進策
 - ①支部長、理事等、役員を対象とした電子申告に関するアンケートの実施。
 - ②支部との密接な連携、情報の共有を目的に会議を開催する。
 - ③支部の意見交換及び情報の共有化を図る体制

の構築。

- ④会計ソフトベンダーとの情報および意見の交換。

- ⑤税理士情報フォーラムを開催し、電子申告、会員事務所のIT化に関する事項の紹介及び実演を行う。

- ⑥電子申告推進のためのキャンペーンを実施する。

4. グループウェアソフト「AIPO」について

5. 電子申告推進に関する支部の意見、要望
以上の内容で行われた。

情報システム委員長 岡田 昇

日本橋署新旧幹部職員名簿

平成20年7月10日現在

官 職	新 任 者		前 任 者	
	氏 名	前 任 部 署	氏 名	異 動 先 部 署
署 長	余湖 俊治	四谷署長	菴木 一雄	【勇退】
副署長(法)	久木元剛美	〔留任〕	久木元剛美	〔留任〕
副署長(個)	若木 裕	〔留任〕	若木 裕	〔留任〕
副署長(総)	中村 栄作	鹿児島総務課長	五十嵐 毅	関信局調査査察調査6統括調査官
特 官(所)			遠藤 恒男	立川特別国税調査官(所得)
特 官(所)			田丸 誠三	京橋特別国税調査官(所得)
特 官(法)	野中 哲己	新宿特別国税調査官(総合)	山本 廣基	武蔵野署長
特 官(法)	川淵 清	渋谷特別国税調査官(法人)	木村 康	福岡局総務部事務管理課長
特 官(法)	安斎 光一	神田特別国税調査官(法人)	村上 徹雄	横須賀特別国税調査官(法人)
特 官(法)	持田 修身	〔留任〕	持田 修身	〔留任〕
特 官(源)	平井 雅規	〔留任〕	平井 雅規	〔留任〕
総務課長	室橋 健司	大森総務課長	青木 律夫	税務大学校総合研究部教授
管理統括	木内 雄二	銚子管徴統括官	中川 明文	本郷管徴1統括官
特 官(徴)	栗城 正男	芝特別国税徴収官	川越 正志	足立特別国税調査官(法人)
徴収統括	坂詰俊一郎	局徴収部主査	平野 松久	豊島特別国税徴収官
特 官(所)			齋藤 信雄	目黒特別国税調査官(資産)
個1統括	伊藤 寛明	佐原管徴統括官	井関 邦夫	局税務相談官(市川分室)
個2統括	須川 光芳	〔留任〕	須川 光芳	〔留任〕
個3科統括	田中 貢	〔留任〕	田中 貢	〔留任〕
資産統括	伊藤 雅夫	本所評価専門官	砂野 誠至	品川資産1統括官
特 官(法)	田中 稔	〔留任〕	田中 稔	〔留任〕
特 官(法)	佐藤 重喜	〔留任〕	佐田 俊一	【平成20年3月退職】
特 官(法)	干場 浩平	〔留任〕	佐藤 重喜	〔留任〕
特 官(法)	下村 豊秋	藤沢特別国税調査官(法人)	干場 浩平	〔留任〕
特 官(法)	大森 和雄	足立特別国税調査官(法人)		
特 官(源)	西成源四郎	鶴見法人2統括官	曾我 政弘	【平成20年3月退職】
特官連調官	山田 敏子	東京上野法人7上席	橋本 利行	甲府法人5統括官
法1統括	佐藤 典洋	〔留任〕	佐藤 典洋	〔留任〕
法連調官	三上 教徳	千葉南法人連絡調整官	齋藤 久	浅草審理専門官(法人)
法2統括	野中 敏朗	本所管徴1統括官	永松 好広	木更津法人2統括官
法3統括	笹谷 哲三	江戸川南法人3統括官	石橋 弘嗣	麹町法人3統括官
法4統括	藤森みわ子	相模原法人2統括官	高橋 雅典	横浜中情報技術専門官(法人)
法5統括	久保田英二	〔留任〕	久保田英二	〔留任〕
法6統括	對馬 勝男	〔留任〕	對馬 勝男	〔留任〕
法7統括	金子 和年	〔留任〕	金子 和年	〔留任〕
法8統括	駒場 利文	〔留任〕	駒場 利文	〔留任〕
法9統括	志賀 龍二	茂原法人2統括官	吉田 郷	芝法人16統括官
法10統括	柴田 照恵	東京上野税理士専門官	釧崎 典美	【平成20年3月退職】
法11統括	高橋 泰明	関信局法人課税課総務係長	三上 則男	豊島特別国税調査官(源泉)
法12統括	三田 益司	千葉東法人特官連絡調整官	菅野 信夫	千葉東特別調査情報官
国專官法	沼田 定美	豊島国際税務専門官(法人)	佐々木雅敏	新宿国際税務専門官(法人)
国專官源	矢田 敏昭	〔留任〕	矢田 敏昭	〔留任〕
審專官法	尾曲 浩一	新宿法人連絡調整官	河東田 進	課税二部法人課税課主査
審專官源	本名 進	麹町審理専門官(源泉)	藤森 幸男	新宿審理専門官(源泉)
課長補佐	漆畑 正俊	〔留任〕	漆畑 正俊	〔留任〕
総務係長	三方 信幸	〔留任〕	三方 信幸	〔留任〕
会計係長	埜村 伸一	木更津個人1調査官	大工原ゆき	局会計課主任

日本橋税務署からのお知らせ

～ 平成 20 年 11 月 4 日（火）から

税務相談の受付方法が変わります ～

当税務署におかけいただいた電話は、自動音声応答によってご案内いたします。

一般的な税金に関する相談を希望される方は、自動音声応答に従い「1」番を選択してください。
電話相談センターにて相談をお受けいたします。



～ 平成 20 年 10 月 24 日（金）をもって

税務相談室テレホン担当及び税務相談室分室を閉鎖します ～

税金に関する一般的なご相談はすべて「電話相談センター」でお受けすることとなりましたので、電話相談専門としてご利用いただいていた税務相談室テレホン担当（03-3821-9080）での電話相談、東京国税局管内の税務署に併設してありました税務相談室分室における面接相談及び電話相談は行わないこととなります。

中央都税事務所からのお知らせ

法人事業税・都民税、事業所税の納税証明書は、すべての都税事務所で申請できます

平成20年4月1日から、23区の法人二税（法人事業税・都民税）、事業所税について、都税事務所の所管区域が変わりましたが、納税証明書はすべての都税事務所・支所・支庁で申請できます。

ただし、申告・納付後すぐに納税証明書の申請をする場合は、事務手続上、証明書の発行までに日時を要する場合があります。お急ぎの方は

① 領収証書の原本（領収印のあるもの）② 申告書の控え（受付印のあるもの）

の両方を都税事務所（徴収管理係・納税証明担当）の窓口までお持ちください。

※ 法人二税、事業所税を含む都税の納税証明書の取扱い事務所は、下表をご参照ください。

納税証明書取扱い事務所

都税の種類	取扱い事務所
●法人事業税・都民税 ●事業所税<23区内> ●不動産取得税 ●個人事業税 ●固定資産税（土地・家屋）・都市計画税<23区内> ●固定資産税（償却資産）<23区内>	全都税事務所・都税支所・支庁
●自動車税	全都税事務所・都税支所・支庁 都税総合事務センター・自動車税事務所
●その他の都税	所管する都税事務所・都税支所・支庁

【お問い合わせ先】各都税事務所（徴収管理係・納税証明担当）

または徴収部徴収指導課収入管理指導係 03-5388-2984

昨年度に引き続き、平成20年度も

23区内の小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します



減免の対象 一画地における非住宅用地（商業ビルや店舗の敷地、駐車場など）の面積が400㎡以下であるもののうち200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金等が1億円以下の法人が所有するものに限りです。

減免の割合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減免の手続き 減免を受けるためには、申請が必要です。
まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方には、7月下旬に「固定資産税減免手続きのご案内」をお送りしています。減免の要件をご確認のうえ、平成20年12月26日（金）

※前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

【お問い合わせ先】土地が所在する区にある都税事務所

中央都税事務所 03-3553-2151

支部会員異動のお知らせ

平成20年 2月16日～
平成20年 6月15日

＜入会＞

2月21日	川北 智之	〒103-0015 日本橋箱崎町1-8 日本橋中央税理士法人 電話 5652-4774	4月24日	下地 寛	同 上
2月21日	永山 礼子	〒103-0028 八重洲1-4-21 共同ビル4階 電話 5201-6565	4月24日	小林 暢浩	〒103-0001 日本橋小伝馬町3-9 小伝馬町ステーションビル3A 桑澤克実税理士事務所 電話 3639-4951
2月21日	藤村浩一郎	〒103-0027 日本橋2-2-5 日本橋アルガビル6階 パートナーズ総合税理士法人 電話 3510-1053	4月24日	坂江有美子	〒103-0022 日本橋室町3-2-9 駒井ビル7階 丹羽正裕税理士事務所 電話 3548-1161
2月27日	横山 禎一	〒103-0007 日本橋浜町3-35-5 オフィス30・704 電話 6807-1716	4月24日	平井 敬士	〒103-0011 日本橋大伝馬町12-12 ニューサンクレストビル5階 山根 深税理士事務所 電話 5643-2775
3月25日	天野 伴	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人 平成会計社 電話 3231-1858	4月24日	樋渡 順	〒103-0028 八重洲1-4-21 共同ビル4階 電話 5201-6610
3月25日	石塚 久亮	同 上	4月24日	堀内 智文	〒103-0026 日本橋兜町18-5 日本橋兜町ビル4階 成沢剛宏税理士事務所 電話 5644-7525
3月25日	長野 裕一	同 上	4月24日	三浦 喜子	〒103-0027 日本橋1-4-1 日本橋1丁目ビルディング16階 税理士法人 平成会計社 電話 3231-1858
3月25日	池田 良博	〒103-0027 日本橋2-2-5 日本橋アルガビル6階 パートナーズ総合税理士法人 電話 3510-1053	4月24日	三田村浩孝	〒103-0025 日本橋茅場町1-9-2 稲村ビル8階 税理士法人宮川税務会計事務所 電話 3669-0069
3月25日	諫山 正教	〒103-0026 日本橋兜町5-1 3階 電話 6861-7552	5月22日	荒巻 善宏	〒103-0028 八重洲1-5-3 八重洲不二ビル2階 税理士法人チェスター 電話 6225-4171
4月24日	大島 康一	〒103-0007 日本橋浜町3-8-12-1012号 電話 090-8450-2105	5月22日	福留 正明	同 上
4月24日	栗原 佳子	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 軒澤 力税理士事務所 電話 6803-6711			

5月22日 岡田 辰憲	〒103-0022 日本橋室町1-7-1 スルガビル7階 軒澤 力税理士事務所 電話 6803-6711	4月23日 田村 淳	電話 3249-1243 〒103-0025 日本橋茅場町2-2-2 ラポール茅場町三恵ビル705 電話 3667-2021
5月22日 椎名 伸行	同 上	4月30日 鈴木 秀明	〒103-0011 日本橋大伝馬町2-2-1302号 電話 3249-1386
5月22日 田代 一浩	〒103-0012 日本橋堀留町2-4-4-208号 電話 6323-5974	5月 8日 佐藤 貴英	〒103-0013 日本橋人形町3-12-3 ラヴェンナ人形町102号 センチュリー税理士法人 電話 5651-8070
5月22日 千村致也子	〒103-0025 日本橋茅場町1-11-8 紅萌ビル7階 垣本容子税理士事務所 電話 5641-6002	5月 8日 横山 三郎	同 上
〈転入〉		6月 1日 田中 道男	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-2-5-4F 電話 5856-8100
3月17日 藤井 彩子	〒103-0014 日本橋蛸殻町1-13-1 日本橋北島ビルB1F S5号 電話 5641-9779	〈法人入会〉	税理士法人 沖 村 事 務 所 〒103-0007 日本橋浜町2-5-3 電話 3639-5725
3月24日 小川 直子	〒103-0026 日本橋兜町7-16 日本橋兜町幸ビル4階 税理士法人HOP 電話 5614-8700	税理士法人 チェ ス ター	〒103-0028 八重洲1-5-3 八重洲不二ビル2階 電話 6225-4171
4月 1日 倉持 靖	〒103-0003 日本橋横山町3-8 オーヒロローズハイツ501 電話 3668-8742	〈法人転入〉	センチュリー税理士法人 〒103-0013 日本橋人形町3-12-3 ラヴェンナ人形町102号 電話 5651-8070
4月 2日 栗城 慎一	〒103-0013 日本橋人形町2-20-14-3階		

ちょっとひとこと

ー世界遺産への落書きー

このところ世界遺産への落書きが問題になっている。イタリアの大聖堂の柱に女子短大生が観光旅行の記念に大学名と自分の名前を落書きしたことがインターネットのブログへの書き込みにより大学側が謝罪し、学生が処分を受けた。

また、高校の野球部の監督が新婚旅行で同じように大聖堂の柱に記念に自分たちの名前を落

書きし、監督を解任させられたとか、このようなことが後から続々とマスコミに報道された。

みんなが落書きしていると、それが世界遺産であるかどうか、そうでない物であっても、善悪の判断が出来なくなってしまうのだろうか、人間の心理とは怖いものである。

また、このことについて大学側の謝罪に対し、イタリアの大聖堂側の寛容なことには敬服した。

(笠倉 純二)

〈事務所住所変更〉

加藤 俊雄 〒103-0027
日本橋1-7-6

大石 和礼 〒103-0016
日本橋小網町18-20
ヴェラハイツ日本橋503
電話 6906-8093

谷垣 禎一 〒103-0021
日本橋本石町4-4-20
三井第二別館303
(野村総合法律事務所)
電話 5201-1313

赤坂 光則 〒103-0025
日本橋茅場町2-4-8
井門茅場町ビル6階

仲市 誠治 同 上
浅野淳一郎 〒103-0012
本橋堀留町2-3-8
田源ビル4階

今井 淳司 同 上
梅田 一博 同 上
梅田 文江 同 上
梅田一博税理士事務所

大畑 智宏 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-8
田源ビル4階

粥川 照夫 同 上
北村 真一 同 上
高梨由香里 〒103-0012
日本橋堀留町2-3-8
田源ビル4階

平井 敬士 同 上
星 由紀 同 上
山根 深 同 上
依田 貴志 同 上

〈事務所名称変更〉

沖村憲二郎 税理士法人 沖村事務所
沖村 毅郎 同 上

〈氏名の変更〉

古賀 裕人 古賀 裕明

〈転 出〉

小川 裕司 麻布支部へ
高橋 典秀 麻布支部へ
茂木 慎一 麹町支部へ

古賀 浩一 麻布支部へ
北原 敬子 浅草支部へ
大竹 義紀 麻布支部へ
永江 憲一 浅草支部へ
水田 勝也 上野支部へ
丹野 忠義 足立支部へ
神山 勲 江戸川南支部へ
林 孝悦 芝支部へ
石井 宗利 板橋支部へ
丸山 祥史 雪谷支部へ
永田 弘之 京橋支部へ
秋野 善博 品川支部へ
石塚 久亮 京橋支部へ
大村 圭一 “
加藤 夏芽 “
権正 晶子 京橋支部へ
深谷 康祐 “
吉田 英之 “

〈退 会〉

宮内 知美 千葉県会へ
大館 彰 業務廃止
大塚 亜希 関東信越会へ
村上 隆彦 東京地方会へ
高野 常夫 業務廃止
吉岡 真志 東京地方会へ

〈会員死亡〉

謹んでお悔やみ申し上げます。

岡本 昭夫 昭和11年3月16日生れ 72歳
平成20年3月29日死亡

編集後記

会報にほんばし117号をお届けします。今日から洞爺湖サミットが始まり、市場のグローバル化の只中、原油高騰、食料高騰にいかに対処し、経済成長を目指すかの課題は、第1回ランブイエサミットからの課題でもあるように思います。協議の進展を願っています。

さて、本号は無事発刊の段取りが整ったとはいえ、広報部一丸となつての編集で皆様のご協力の賜物です。感謝いたします。

○次号原稿〆切 平成20年8月末日

○発行予定 平成20年10月1日

〈トップの節税〉

掛金そっくり所得控除

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

小規模企業共済制度

節税しながらゆとりの老後

〈制度の特色〉

- ①掛金は全額所得控除できます。
- ②安全・確実な保障です。
- ③貸付制度が利用できます。
- ④共済金は退職所得扱い、
又は公的年金などと同じ雑所得扱いです。
- ⑤共済金は一時払と分割払のどちらかを選択できます。

〈加入できる方〉

- ①常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)の個人事業主及び会社の役員。
- ②事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員。
- ③常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員。

〈毎月の掛金〉

月額1,000円から500円刻みで
最高70,000円までの間で
自由に選べます。

事業主や会社役員の退職金制度です
関与先にもお奨めください！

東京税理士協同組合

<http://www.tozeikyo.or.jp>

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代)

顧問料
の集金

時間にとり、
気持ちにとり。
そして、関与先との
強いつながりのために。



税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。

税理士協同組合事務代行社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

税理士とその関与先のために



NICHIZEI GROUP

日税グループからの
お知らせです。不動産
の売買

《税理士界ひとすじ25年

感謝を込めてつなぐ広げる 日税の輪》

25年の実績と信頼で、
不動産案件に守秘・誠実対応！

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら
なんでも
ご相談ください。

税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

がん保険

医療の進歩に対応したアフラックの

いちばん新しい
「がん保険」誕生！全税共会員の皆様は
「集団取扱」で
保険料が割安！

生きる気持ちに、本気で応える
**アフラックの
がん保険**

新登場

■トータルケアプラン300S・200S・140S

安心1

がんと診断後の一時金に加えて、
2年目から5年目までの4年間※
ライフサポート年金でしっかり応援！（※生存されている場合）

安心2

がんの通院治療は充実の日額1万円保障！

安心3

多様化する先進医療にも対応！
先進医療の種類によって、所定の限度額を上限に実費を
給付金としてお支払いし、さらに一時金の保障もあります。

安心4

訪問面談・専門医紹介 新登場！

このサービス（プレミアムサポート）は、株式会社法研が提供するサービスです。

★詳しくは、パンフレットをご覧ください。

引受保険会社／アフラック 系列法人 第四支社 TEL 03-3344-1429

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル17階 AF012-2009-0114 5月15日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 03-3340-5533

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

団体長期
所得補償

■全国税理士共栄会

正会員（税理士）、準会員（関与先など）の皆さまへ

VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、
収入を維持していくための保険です。
しかも、1～2年の短期補償ではなく
最長70歳まで毎月保険金をお支払
いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%（全税共の
スケールメリット）適用。



■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払：一般でのご契約より保険料が5%割引となります。
（集団扱一括払による割引）

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が
損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、
取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。

引受保険会社／株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 03-3349-4034 SJ-08-01823 (2008.6.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階

平成19年 総会懇親会



▲税理士会会員表彰



◀職員表彰



第264回

